

生徒心得

東京都立農産高等学校 全日制課程

1 学校生活について

- (1) 学校の内外を問わず、生徒は常に次のことに留意し、品位を保つように心掛ける。
 - ①言葉遣いを正しくする。
 - ②来客等には礼儀正しく、その場に応じた挨拶をする。
 - ③時間を守る。
 - ④暴力や暴言、窃盗、不正行為、飲酒、喫煙その他、法に触れる行為（同席を含む）はしない。
 - ⑤登校（本校舎と農場間の通学路を除く）後は外出しない。やむを得ない理由がある場合は生徒手帳の「諸届・許可願」に理由を記入し、学級担任へ提出して許可を得る。
 - ⑥生徒間の金銭や物品の貸し借りは行わない。
 - ⑦授業に必要な物品（高価な物品）や多額の金銭は学校に持って来ない。
万が一、貴重品を持参した時は鍵のかかるロッカー等に入れ、自分で管理する。
 - ⑧携帯電話やインターネット等における個人情報の取扱には充分注意し、個人情報が流出することのないようにする。
 - ⑨公職選挙法に違反しないこと。
- (2) 校内役員、各種委員は別に定める規定に従い、責任をもって務める。
- (3) 分からないことや悩みごとは、一人で抱えこまず、周囲の大人に相談する。

2 服装・頭髪等について

- (1) 登下校の際は、制服を着用すること。
- (2) 式では正装（略装）とする。
- (3) 冬服（正装）
学校指定のブレザー、学校指定のスラックス又はスカート、白のワイシャツ、
学校指定のネクタイ又はリボン
- (4) 夏服（略装）
学校指定のスラックス又はスカート、白のワイシャツ
- (5) 夏服で登下校してもよい期間は、5月1日から10月31日までとする。
- (6) 夏服で登下校してもよい期間における式以外の学校生活においては、白のワイシャツ
以外に、学校指定の紺ポロシャツを着用することができる。
- (7) 夏服で登下校してもよい期間においては、白のワイシャツの上にベスト（無地単色で
あること）を着用することができる。
- (8) 防寒のためにブレザーの中に着用できるのは、セーター又はベスト、カーディガンな
ど（無地単色であること）とする。
- (9) スカート丈はひざ頭（ひざの真ん中）を基準とする。
- (10) やむを得ない理由で制服以外の衣類を着用する場合は、生徒手帳の「諸届・許可欄」

に理由を記入し、当日の朝までに生活指導部へ提出して許可を得る。

- (11) 髪は地毛であること。染色、脱色、加工は禁止とする。
- (12) ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品は禁止とする。
- (13) 化粧やそれに類した行為（カラーリップ・マニキュア等）は禁止とする。
- (14) ジャージ登校について

以下に該当する場合はジャージでの登校を許可する。

- ①けが等で制服着用が困難で申し出があった場合
- ②学校側がジャージでの登校を指定する場合
- ③休日及び長期休業中の活動で顧問の指示がある場合

3 通学について

- (1) 交通規則、交通マナーを厳守し、交通事故防止を心掛ける。
- (2) 通学経路、通学手段は安全を第一に決めること。
- (3) 自転車通学を希望する場合、自転車損害賠償保険等へ加入していること、乗車用ヘルメット及び雨天時はカッパ等を着用して通学することを前提として「自転車通学申請書」を生活指導部に提出し、許可を得ること（登録制）。
- (4) 原動機付自転車、自動二輪、自動車による通学又は通学とみなされる行為を禁止する（制服での乗車及び同乗も認めない）。なお、病気やケガなど特別な事情で保護者の車に同乗して登下校する場合は、生徒手帳の「諸届・許可欄」に理由を記入し、事前に学級担任に届け出ること。

4 出欠席等について

- (1) あらかじめ日時の決まっている場合は、事前に欠席、遅刻、早退、欠課は生徒手帳の「諸届・許可願」によるか、あるいは定められた様式による届を学級担任に提出する。
なお、当日、急に欠席等をする場合は、午前8時から午前8時20分までに保護者から本校へ電話等により連絡をする。
- (2) 忌引日数は次のとおりとし、欠席としない。
 - ①父母 7日以内
 - ②祖父母 3日以内
 - ③兄弟姉妹 3日以内
 - ④伯叔父母・曾祖父母 1日以内
- (3) 留学や休学等については、学級担任に相談する。
- (4) 始業、下校時刻等は次のとおりとする。
始業時刻 午前8時30分、終業時刻 午後3時15分
下校時刻 午後4時00分
ただし、教職員の付き添いがある時に限り、「残留届」を生活指導部に提出し許可を得た場合、午後5時15分まで活動することができる。その際は午後5時30分までに下校すること。

5 公共物の取扱いについて

- (1) 学校施設備品は常に大切に取扱い、破損又は紛失した際は直ちに教職員に申し出ること。なお、故意による破損等は、全額負担となる場合もある。
- (2) 学校の物品を使用する場合は必ず教職員の許可を受ける。
- (3) 校内でストーブ、火気、電気、薬品などを使用する際は教職員の許可を受け、使用後は必ず教職員に報告し点検を受ける。
- (4) 校内において盗難・破損などの事故又は不審な状況を発見した際は、直ちに教職員に知らせる。

6 休日登校について

- (1) 土曜、日曜、祝日等の休日や閉庁日、12月29日から1月3日までの期間は原則として登校を禁止する。
- (2) 土曜、日曜、祝日等の休日に部活動等で登校する場合は、担当する教職員の指導に従うこと。

7 定期考査前及び定期考査期間中の活動

- (1) 定期考査前1週間及び考査期間中は、原則として放課後や土曜、日曜、祝日等の休日の部活動は禁止とする。
- (2) 特別な理由で定期考査前1週間及び考査期間中の放課後や土曜、日曜、祝日等の休日に活動を希望する部活動等は、「特別活動許可願」を事前に生活指導部へ提出して許可を得ること。

8 校外活動について

- (1) 部活動等で校外活動を行う際は、「特別活動許可願」を事前に生活指導部に提出して許可を得ること。
- (2) アルバイトは原則禁止とする。やむを得ない理由でアルバイトを行う場合は、保護者の了解を得た後、学級担任に報告し、学業に支障のないように行うこと。

9 届出について

- (1) 本人又は保護者に異動、転居があった場合は、必ず届け出ること。

10 掲示物等について

- (1) 出版、掲示、放送の内容については、次の項目に該当するものを含んではならない。
 - ①法規に違反するもの。
 - ②事実に反するもの。
 - ③特定の政党を支持するもの。
 - ④風紀を乱す、又は社会のルールやモラルに反するもの。
 - ⑤特定の人を中傷するもの。

(2) 掲示物は、次の項目を厳守すること。

①生活指導部の許可印を得た掲示物を掲示する。

②掲示責任者は、掲示期間を過ぎた掲示物について責任をもって撤去する。

11 生徒手帳の所持について

生徒は常に生徒手帳を所持しなければならない。

【手続きの過程】

令和7年4月5日(土) 保護者と見直しに関する話し合い

令和7年7月9日(水) 生徒会と見直しに関する話し合い

令和7年7月14日(月) 教職員による点検

令和7年7月18日(金) 終業式にて全校生徒へ見直しについて周知

【附則】 この生徒心得は、令和7年9月1日から施行する。